

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(1) 議案第66号 川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学
奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について

資料1 議案第66号 川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大
学奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 66 号 川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について

1 廃止する川崎市立看護短期大学の概要

位 置	川崎市幸区小倉 4 丁目 30 番 1 号
学 科	看護学科
修業年限	3 年
開 学	平成 7 年 4 月 1 日

2 廃止する川崎市立看護短期大学奨学金の概要

(1) 目的

川崎市立看護短期大学の学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対し、貸付けを行うことにより、有用な人材の育成に資することを目的とするもの

(2) 奨学金の額

月額 36,000 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

(2) 附則において次の条例の一部改正

ア 川崎市職員の給与に関する条例

イ 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例

ウ 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例

エ 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

オ 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例